

## 性的マイノリティに係る取組について

LGBT などの性的マイノリティの方々は、社会の理解が不足しているため偏見を持たれたり、生活の様々な場面で困難に直面しているのが現状であり、本市では人権課題の一つとして、これまでに性的マイノリティに関する理解促進のための啓発事業や相談事業を行ってきた。

本年度は新たに「堺市パートナーシップ宣誓制度」を取り入れて制度面でこれらの方々への支援を行うとともに、管理職研修の実施や職員向けガイドラインの作成、また市民啓発や相談事業を引き続き実施することで、一層の理解促進に向けて取り組んでいる。

### 1 当事者支援の取組 資料 2

- (1) 堺市パートナーシップ宣誓制度 資料 3
- (2) 相談事業
  - ・人権相談（L G B T）ダイヤル設置
  - ・弁護士相談の実施
- (3) 啓発カードの作成

### 2 理解促進に向けた取組 資料 2

- (1) 市民啓発
- (2) 職員研修
- (3) 民間事業者等研修

### 3 当事者に配慮した取組 資料 2

- (1) 公的書類及び申請書における不必要な性別欄の廃止

### 4 新たな取組

- (1) 職員向けガイドラインの作成 資料 4 資料 5